

令和6年 第6回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年6回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年6月4日（火）
- 2 招集通知日 令和6年6月4日（火）
- 3 招集日時 令和6年6月18日（火）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（森合農業委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	石井 文雄		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 3名（藤田推進委員、相樂推進委員、石井推進委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主 任	鈴木 貴紀

10 議 案

議案第 18 号 農用地利用集積計画について

議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 22 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 23 号 令和 7 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）について

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 16 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 4 番 塩田静生農業委員と 5 番 五十嵐一農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 4 時 1 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和6年6月19日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 6 年 第 6 回総会

令和 6 年 6 月 1 8 日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 18 号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 荒牧主査 説明。

議 長 只今、説明がありました第 38 号から第 39 号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 18 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 18 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 51 号を大槻推進委員お願いします。

大槻推進委員 受理番号第 51 号についてご説明申し上げます。

6 月 15 日に塩田農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は同地区に住んでおり、申請地は譲渡人が父から相続した土地であります。譲受人が長年耕作していたことからお互いの話合いにより無償で所有権を移転するもので許可上特に問題はないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 52 号を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号第 52 号についてご説明申し上げます。

6 月 9 日に関根農業委員と譲受人に話を聞きました。

譲受人が長年耕作していた申請地を譲渡人から売買の話があり、価格もお互い話し合いで決めたとのことなので、許可上特に問題はないと思われ。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 53 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 53 号についてご説明申し上げます。

6 月 11 日に関口農業委員、五輪農業委員、岩井推進委員と現地調査を行いました。

長年耕作放棄地であった申請地で、営農型太陽光発電設備を設置し、下部では小麦を耕作する予定で、付近の農地への影響もないことから、許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 54 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 54 号についてご説明申し上げます。

6 月 15 日に根本農業委員、森合農業委員と現地調査を行いました。

貸付人と借受人は義理の親子関係で、借受人は新規就農者として貸付人の指導を受けながら申請地を耕作していく予定なので、許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 55 号と 56 号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第 55 号及び 56 号は関連しておりますので合わせてご説明申し上げます。

6 月 13 日に佐藤農業委員、古川農業委員、渡邊農業委員と一緒に現地調査を行いました。

貸付人は長年耕作をしていなかった申請地を知人の紹介で借受人と契約に至ったとのことです。申請地では営農型太陽光発電として牧草を耕作するので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 57 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 57 号についてご説明申し上げます。

6 月 15 日に根本農業委員、森合農業委員と一緒に現地調査を行いました。

申請地は譲受人の農地に隣接しており、農作業の利便性を考え相互の話し合いで売買を決めたので価格も妥当であることから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 58 号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第 58 号についてご説明申し上げます。

6 月 10 日に佐藤農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人と農業経営者の譲受人は親戚関係で、譲渡人が申請地を手放したいことから相互の話し合いで売買を決めたので価格も妥当であることから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 59 号を西間木推進委員お願いします。

西間木推進委員 受理番号第 59 号についてご説明申し上げます。

橋本農業委員と一緒に現地調査を行いました。

新規就農者である借受人が土地を探していたところに、貸付人と話しがまとまり今回の申請となりました。借受人は稲作に必要な機械をもっており、今後法人化も考えているとのことなので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 1 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 1 号について説明申し上げます。

長年耕作放棄地であった申請地で、営農型太陽光発電設備を設置し、下部では小麦を耕作する予定で、付近の農地への影響もないことから、許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 9 号を矢部推進委員お願いし
ます。

矢部推進委員 受理番号第 9 号について説明申し上げます。

議案第 19 号受理番号 55 号と 56 号で説明したとおりです。また太陽光発
電の設置については近隣住民からの同意を得ているので、許可上特に問題は
ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 22 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 5 号を根本推進委員お願いいた
します。

根本農業委員 受理番号第 5 号について説明申し上げます。

5月13日に森合農業委員、申請人、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請地は、機械が進入する道がなかったり、法面になっていたりして30年以上も耕作されておらず営農を再開することは困難と判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第22号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第22号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第23号「令和7年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 説明

議長 6月4日に開催いたしました農政委員会において議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

佐藤農政委員長 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第23号「令和7年度農業施策に関する意見の提出等の結果報告書(案)について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第23号「令和7年度農業施策に関する意見の提出等の結果報告書(案)について」は原案のとおり議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第14号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。

報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 3 件です。

報告第 16 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

佐藤農業委員 営農型太陽光発電の許可に関する営農状況の報告先はどこになるのか。

事 務 局（有我係長） 報告先は農業委員会になります。

佐藤農業委員 これまでの実績で営農状況に問題があったことはありますか。

事 務 局（有我係長） 下部で稲を耕作している農業者から不良米しか育たなかったとの報告を受けています。

矢部農業委委員 今回の営農型太陽光発電設備の下部での耕作物であるクローバは雑草とも牧草ともなるので、どの様な認識を持てばいいのか。

事 務 局（有我係長） 耕作物の育成については申請の段階で県中農林事務所に意見をもらっています。なお今回は牧草として耕作するとのことでした。

事 務 局（鈴木主任） 令和 6 年度遊休農地利用状況調査・意向調査及び非農地判断について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 6 年第 6 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。